空き缶回収野宿者への聞き取り調査から検証する京都市「廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」改正プロセスにおける野宿者像とその向き合い方（下）

永橋　爲介[i]，丸山　里美[i]，木村　理恵[ii]
関根　隆晃[iii]，梅尾　直人[iv]，石川　由季[v]

本稿では，2010年秋に可決され2011年4月から施行された京都市「廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」改正（以下，「空き缶持ち去り禁止条例」または「禁止条例」）について，（上）において条例改正可決に至るまでの市内部でのやりとりを検討した。（下）では，筆者らが実施した「河川敷で野宿生活を送りながら空き缶回収を行い，条例改正による直接の影響を受けることになる当事者への聞き取り調査」の結果から，当事者がどのような状況や関係性の中で空き缶回収を行っているか，そして「禁止条例」をどのように受け止めているか紹介し，考察を加える。筆者らが話を聞かせてもらった空き缶回収野宿者は，近隣住民との関係を重視しながら回収にあたり，市の一方向的な姿勢に対して反発を覚えている。さらに，当事者が反発を覚えた「市の一方向的な姿勢」が，市当局と市会議員とのやりとりにおいてどのように看取できるか，再度議事録の言説分析を行い，明らかにした。最後に，本稿では，今回の「禁止条例」のような，個人の生活ならびに人権に多大な影響を与える施策実施に際しては，影響を受ける当事者への丁寧な事情聴取や相談，そして理解が重要であり，そのための努力と労力をはらうことは，実は行政施策としても重要であり可能であることを提起している。

キーワード：空き缶，持ち去り禁止，有料指定袋，廃棄物減量，野宿者，反貧困，近隣住民，就労支援，生活保護

目　次

はじめに
1　先行研究の動向とその視座について
2　京都市廃棄物減量等推進審議会とパブリックコメント
3　京都市会くらし環境委員会における京都市「聞き取り調査」をめぐる議論と野宿者像の検証
（以上前号）
（以下本号）
4　聞き取り調査の実施と結果，考察
5　野宿者に対する向き合い方への再考察
おわりに

i　立命館大学産業社会学部准教授，ii　関西非正規等労働組合「ユニオンぼちぼち」執行委員長
iii　同志社大学大学院法学研究科修士課程，iv　元京都精華大学学生，v　日本放送協会（NHK）記者

4　聞き取り調査の実施と結果，考察

（1）聞き取り調査の概要

持ち去り禁止条例が施行された場合，「野宿をしながらアルミ缶回収で生計を立てている当事者はどのような影響を被るのか？」，また，「当事者本人達は，持ち去り禁止条例をどのように受け止めているのか？」，そもそも「どのような事情や経緯があって野宿やアルミ缶回収を始めるように至ったのか？」等を把握，理解すべく，主に河川敷で小屋住まいをしながらアルミ缶回収をしている当事者達12人に聞き取り調査を行った[41)]。調査は2010年11月22日から12月15日にかけて実施した。調査方法としては半構成的質問紙を用いた個別面接調査を，また回答形式としては自由回答を採用した。聞き取り調査は筆者ら６名が２人１組もしくは３人１組になり，鴨川，高野川，西高瀬川に点在するテント小屋を個別に訪問し[42)]，調査目的を説明した後，了承を得た上で聞き取りを行い，10人から話を聴くことができた。また，聞き取り場所は河川敷ではないが，テント小屋での野宿生活を続けている２名からも話を聴くことができた。予め用意した質問項目に沿って調査員１名が質問をなげかけ，臨機応変にやりとりを展開しながら，他の１名もしくは２名が手元の「聞き取り調査票」に記録した。被験者１人当たりの平均聞き取り時間は約35分である。聞き取り調査の結果を表１～５に示す。

12人の調査対象者のプロフィールとしては（表１参照），男性が11名，女性が１名（誰が女性かを記すとその人物が特定される可能性があるので，本稿ではあえて記さない），聞き取り当時の年齢としては推定も含むが，40歳代が１名，50歳代が５名，60歳代が５名，70歳代が１名だった。野宿歴としては，短くて３年，最長で25年に渡る人もいる。空き缶回収は，最長で10年であり，長期にわたる野宿生活者の話からも，空き缶回収が野宿者にとっての生活の糧になったのはこの10年以内の出来事であったことが把握し得る。

表２は「2010年10月14，15日の市による聞き取り調査を受けたか否か」の回答を示しているが，市による聞き取り調査を受けたのは，12名中１名しかいなかった[43)]。また，京都市の福祉支援策を受けたことがある人は，12名中７名である[44)]。利用する支援の内容としては，食料支援が多く，次に医療支援，そして１名が中央保護所の利用を挙げている。

表３は野宿に至る経緯と野宿に至る前の就労経験を示している。聞きそびれたが故に無回答（N/A）となっている２名，野宿に至る経緯を詳細に聞けなかった人が３名いるが（A さん，G さん，L さん），他の７名の記述からは，何らかの事情があって野宿に至るということ，野宿という居住形態が実はその人自身が自分の力で生き延びるための場所の確保であり，工夫であることがうかがえる[45)]。

次節では，「空き缶回収の実状と禁止条例を当事者はどのように受け止めているか？」「空き缶回収をするに際して近隣住民とどのような関係にあるか？」について考察を深める。

（2）聞き取り調査から見る空き缶回収の実情と禁止条例に対する考え方

今回話を聴いた12人は，全員空き缶回収を生活の糧としていた（以下，表４参照）。「アルミ缶回収いっぽんで生計を立てている」と語る A さんを初め，12名中８名がアルミ缶回収を唯一の収入源としている。アルミ缶回収以外の収入源があるのは，「最近紹介されたバイト」をしている C さん，「自分は電気関係の仕事もしているから収入の中でアルミの割合は少ない」と語る E さん，「時々，中央市場の仕事を手伝ったり，仕出し屋を手伝ったりしている」という J さん，「ガードマン，解体作業をしている。近くのごみ処理工場から定期的に仕事」をもらっている L さんがいる[46)]。

アルミ缶回収を唯一の収入源としている８名の内，「条例で禁止されても回収を続ける」と話すのは B さんと I さんの２名。「回収をやめて生活保護を申

請する」と答えたのが4名（Dさん，Gさん，Hさん，Kさん），「続けられそうだったら続ける」という回答がFさん，そして「禁止条例が出ても，登録制にしてもらって回収を続けられたら」と語ったのがAさんだ。アルミ缶回収以外にも収入がある4名に関しては，禁止条例が施行されても「絶対に回収をやめない」と語ったのがEさん，「生活保護を申請する」と回答したのがJさん，どうするかについては語らず，条例による回収の禁止は「弱いものいじめ」と評したのがLさんで，「禁止されても空き缶は取ったらいいと思う」と語ったのがCさんである。

24年間にわたって野宿生活（内8年くらいは野宿しながら会社勤め）を送ってきたCさんは，「空き缶は取ったらいいと思う」と語った後，「そこから，市や住民との話し合いが始まる」と続ける。口数が少なく，あまり多くを語ってくれなかったCさんだが，さらに続けて「京都市にはゴミの仕分けなどの仕事を出してほしい。今は使っている京都市の支援とかはない。自立支援センターは使ったことがない。自分で食っていけるから必要がなかった」と語っている。「誰にも頼らず，自分の力で食ってきた」という強い自負と誇りがCさんの語りから感じられた。つまり，Cさんの「（アルミ缶は）取ったらいいと思う。そこから，市や住民との話し合いが始まる」という発言の背景には，アルミ缶を回収している理由や背景，あるいはこれまで誰にも頼らずに自力で生活してきた姿や苦労を，市民にも市関係者にも理解してもらいたい，という願いが存在していると推測される。しかし，そのCさんも「これからは缶回収が禁止になるし違ってくるかもしれない」と，アルミ缶回収ができなくなり収入が減ることへの不安を隠せないでいる。以下，他の人々についても，その「語り」から，禁止条例をどのように受け止めたかについて見ていこう。

（3）禁止条例の受け止め方

「自分は電気関係の仕事もしているから収入の中でアルミの割合は少ない」と語るEさんは「禁止条例が出ても，絶対に回収はやめない」と語った。「収入の中でアルミの割合は少ない」はずなのに，Eさんはなぜそのように語るのか？Eさんは，一方的に禁止を決めてきた京都市の姿勢に憤っている。

> （引用者註：京都市との）交渉にも何回も行ったけど，頭から相手にされていない。向こうからこっちに話を聞きに来たことも1度もないし。（中略）とにかく，今までは黙認していたのに，話もちゃんと聞かずにいきなり取ったらだめだというのはおかしい。

Eさんは，上賀茂周辺で，アパートの管理人と契約をしてアルミ缶をもらっている。そして，「確かに，夜中の騒音とかは問題だと思う。うるさいやつも中にはいる。自分は夏の夜は回らないようにしている。どの家も窓を開けて寝ていて，うるさくなると思うから」と，近隣住民への細やかな配慮も実践している。そうした配慮や工夫，努力を知ろうともせず，「近隣からの苦情」を根拠にして禁止条例を制定する市に対して憤慨しているのだ。

同じように「今まで反対活動にも参加してきたけど，京都市は，はなから話を聞いてくれていない感じがするね。直接市の人が話を聞きにきたことは1度もないし。支援している人達は色んな人が来てくれたけど」と語るのはDさんだ。Dさんは，「アルミ缶回収を禁止されてしまったら，住民の人達と揉めるのも嫌だし自分は集めるのをやめようと思っている。自分は集積所から持って行っているので，4月になったらいろいろと言われてしまうと思うから」とアルミ缶回収を断念し，年齢（66歳）のことをも考え，生活保護を申請しようと考えている。なぜ，それまで生活保護に申請しようとしなかったのか？それは，Eさん曰く「働けるうちは，誰かに頼らず生きていきたいと思ったから，こういう生活を続けてきた。今はもう年だし，働くよりはゆっくりしたい気持ちが強いけど，ずっと働きたい気持ちは持っていた」からだ。EさんとDさんに共通してい

るのは，「自分の力で生きてきた」ことへの自負，そして他者（近隣住民）に配慮しながら回収してきたということを理解しようとせず，「近隣の迷惑」を理由に，アルミ缶回収を禁止する市の一方向的な姿勢への憤りである。

こうした市の姿勢を「弱いものいじめだ」と論難するのは，Iさんだ。そしてアルミ缶回収を唯一の収入源とするIさんは，「禁止条例が出てもアルミ缶をとらないと生きていけないから回収し続ける」と語る。もっとも，10月の訪問では「今までは生活保護などを考えていなかったが今回の条例が可決されると生活できなくなるので生活保護を考えている」，しかし11月の訪問では「犯罪者になっても続ける」と語り，心が揺れている状況もうかがえる[47)]。このように，Iさんが「禁止条例が出てもアルミ缶を回収し続ける」という発言には，そうした発言に至る経緯や心情が背景としてある。しかし，Iさんがもし京都市の聞き取り調査の対象になっていたら，Iさんの「禁止条例が出てもアルミ缶をとらないと生きていけないから回収し続ける」という発言は，「京都市聞き取り調査結果」の中では問4「③路上生活のままアルミ缶回収を続ける」に該当し，ややもすると「何もかも拒否して今のままで良いとする野宿者」としてカテゴライズされてしまいかねない。

（4）空き缶回収者と近隣住民との関係

同じように「条例で禁止されても空き缶回収は続けます」と語るのは，やはりアルミ缶回収を唯一の収入源とするBさんだ。実は第4章で言及した「何もかも拒否して今のままで良いとする野宿者」としてカテゴライズされてしまった“「京都市の聞き取り調査」結果通し番号46番”の人は，筆者らの聞き取り調査におけるBさんである（このことは，Bさん本人からの自己申告によって判明した）。Bさん曰く，「健康だったときは1日に100キロくらい，月に10万円稼いでいた」という。しかし，今は足腰が痛くて収入は三分の一に減った。Bさんは「条件の良い仕事があるなら，仕事に就く。掃除は今までもやったことがあるし土方でも何でもする」と語るが，「事務の仕事は過去に苦い経験があるから嫌」と述べる。Bさんは，以前は会社勤めをして事務の仕事に従事していたが，神経痛で働けなくなり休職し，会社に何年か待ってもらったが結局退職した。マンション生活の頃から空き缶回収を開始し，そのうち家賃が払えなくなり野宿を開始したという経歴を有している（表3参照）。過去の「苦い経験」は，この会社勤め時代のことを指していると推測される。いずれにしても，Bさんは，自分の体が動く限りなんとか仕事をしたいと考えている[48)]。Bさんが市の調査において「路上生活のままアルミ缶回収を続ける」と回答した背景には，このようなBさんのライフヒストリーや心情がある。Bさんは，京都市くらし環境委員会での市当局と市会議員とのやりとりにおいては，通し番号46番として「何もかも拒否して今のままで良いとする野宿者」にカテゴライズされてしまっていた。しかし，自力で働いて収入を得て，自らの力で暮らしている野宿者に対し，そうした事情を把握，理解することなしに「野宿生活に固執している」あるいは「自立していない生活」と言い切ることが適切かどうか，改めて，疑問に思う。

なお，Bさんの「禁止されてもアルミ缶回収を続ける」という意志は，「自分で働けるうちは働きたいという気持ち」と，もう1つ，近隣住民との強い関係に支えられている。

> ゴミ集積所から取るのではなく，家の前にスーパーの袋とかに入れて出しておいてくれる家はかなりある。そういう家は，月に一回，第何週の何曜日とかが決まっていたり，いついつに取りきてと直接言われたりしている。商店とか，商売人が多い。

同じように近隣住民との強い関係を有しているのがAさんだ。Aさんも近隣住民との関係を以下のように語る。

> アルミ缶を回収するのは，集積所じゃなくて，各

家々がもう家の前に袋にいれて置いておいてくれる。長いことやっているから向こうもこちらの顔をわかるし，家の前に置いておいてくれるので，それをもらっていく。こちらは，絶対に散らかしたりしない。そんなことしたらもう二度ともらえなくなるから。

Aさん，Bさんからすると，彼らの回収行為は，市が設定した条例改正の理由（1）集積所の衛生悪化，（2）市民の分別もしくはリサイクルへの協力意識の低下，（3）（大型ごみの）市による適正処理には，何ら抵触していない（回収したアルミ缶は寄せ屋を通してリサイクル・ルートに乗る）。近隣住民との関係を友好的に結びながら生き延びるためにやっている活動を，一方的に禁止させられることに納得がいかないのは当然だろう。もっとも，市は「有料指定袋からの空き缶の抜き取りを禁止する」と説明しており，Aさん，Bさんのように，有料指定袋ではない袋に入った空き缶を回収することは禁止対象ではないと言明している[49)]。Aさん，Bさんがきっぱりと「アルミ缶回収を続ける」と言い切った理由の1つに，「この禁止条例は，有料袋以外の空き缶の回収を禁止するものではない」という認識があったかどうかは定かではない。しかし，いずれにしても，近隣と友好的に関係を結び，集積所をきちんと片付けながら空き缶を回収するAさん，Bさんからしてみれば，「行政からとやかく言われる筋合いは無い」と考え，信頼関係がない京都市の聞き取り調査員に対してBさんが「野宿生活のままアルミ缶回収を続ける」と回答したとしてもそれはそれで筋が通っているのではないか？AさんやBさんの回収行為を「問題行為」として見なし，十把一絡げに「何もかも拒否して今のままで良いとする野宿者」とカテゴライズしてしまう前に，どうしてそのような回答がなされたのかを理解しようとする姿勢が，京都市担当責任者には必要だったのではないだろうか。

（5）近隣住民との関係性から見る禁止条例の受け止め方

AさんやBさんとは異なり，Hさんは「条例ができて生保（引用者註：生活保護）をとることにしたのは，袋が変わったときも住民ともめたけど，住民ともめるのがいやだから。なんか言われても『すいません』って言って謝るけど，そうしないと続けられんから。条例できてから，住民から勘違いで『あかんやろ』といってくる人もおるけど，『施行は四月からですよ』っていうと『そうなんか』と言ってる」と語っている。本来，「おとがめなし」のAさん，Bさんにも今後，市民，関係者からプレッシャーがかかる可能性は高い。実はこのことは京都市くらし環境委員会のやりとりの中でも民主党A議員から次のような指摘がなされている。

> **（民主党A議員）**やはりこのアルミ缶の条例を巡って，資源ごみのあの指定の袋の中からアルミ缶を抜き取るという行為が，社会のルールから逸脱しているということで市民は今認識をしました。そして，それを実際に行っている路上生活者の皆さんに，社会のルールから脱しているという所から，例えば差別であったりとか偏見であったりとか，そういったことが更に助長されるという危機の所に面していると思うんです。（2010年10月21日京都市会第12回くらし環境委員会議事録66頁）

「家の前に出してあって，明らかに持っていっていいものは，持ってきます」と語るFさんが「条例が実際に施行されるようになってみないと続けられるかどうかわからない。続けられそうなら続ける」と思案していることも，条例の施行によって，人々の反応や姿勢がどう変わるのかを推し量ってのことだろう。「条例で禁止されても回収を続ける」あるいは「生活保護をとる」という決断の間で揺れ動いているIさんにしても，先に紹介したように，「アルミ缶は，集積所だけではなく，家の前の置いておいてくれるのを持っていく。長いことやっているので，

顔なじみになっている」という関係を近隣住民と有している。さらに「(引用者註：集積所からアルミ缶を）もらうとき，散らからないようにするし，散らかったら掃除もする」という配慮も実践している。しかし，それでもなお「やはり集積所からアルミ缶をもらっていく方が多い」というＩさんにとって，禁止条例の施行は，市民，関係者からの「持ち去り禁止」プレッシャーを強めることになり，今後，生活の糧を得られなくなるのではないかという不安感を増大せしめていると理解し得る[50)]。

「京都市は，はなから話を聞いてくれていない感じがする」と，市の姿勢に憤りつつ，「アルミ缶回収を禁止されてしまったら，住民の人達と揉めるのも嫌だし自分は集めるのをやめようと思っている」と語るＤさんも，禁止条例そのものの存在よりも，それを契機とした近隣との関係の変化によるプレッシャーを考慮して生活保護への移行を口にしている。

Ｊさんは，「アルミ缶回収は集積所だけでなく，近所の人からもらったり，家の前に置いてくれたりしているものを集めている」が，しかし，「生計を立てるには，集積所のアルミ缶をもらうのがメイン」だ。「近所の人はくれたりくれなかったり」という状況の中で，それが禁止条例施行後，さらに回収が困難になることが予想される。「とにかく困る。どうにかしてほしい」と言うＪさんの発言には，収入が断たれることへの恐怖が示されている。

なお，「年金があるから年金で生活するかもしれません。でも別に住んでいる家族の生活もあるし年金だけでは足りないかもしれない」と語るＧさんからは，近隣住民との関係についての話をうかがうことができなかった。また，「条例で禁止されたらもう回収できない。最近，河川敷を回って来た支援グループの人に生活保護を勧められたので，申請しようと思っている」と語るＫさんからも，近隣住民との関係については話をうかがうことができなかった。

（６）なぜ生活保護を取らないのか？

最後に，筆者らが聞き取り調査をした中で，最も近隣住民と強いつながりを有していたＬさんについて述べたい。Ｌさんは愛想の良い人で，河川敷まで犬の散歩に来る人たちや近隣の人と仲が良い。Ｌさんを慕って，Ｌさんの住む小屋まで散歩のついでに直接アルミ缶を持って来てくれたり，食べ物を持って来てくれたりするという交流がある。筆者らが訪問した際も，散歩途中の人々が数人，Ｌさんを囲んで談笑中だった。近所に住む住民の話によると，夜中に男性７人くらいに追われていた女の子を一人で棒を持って立ち向かい助けてあげたことがあるらしい。そのことがきっかけで，近隣の人たちはＬさんのことを信頼していた。筆者らがＬさんを訪問したのは2010年12月15日だ。そして，2011年２月，中村尚司先生，竹田純子氏をはじめとする龍谷大学ボランティア・NPO 活動センターならびに NPO 法人 JIPPO のメンバー，学生の皆さんがＬさんの住む小屋を再訪した際，Ｌさんの姿はなく，近所の人からＬさんが亡くなったことを知らされたという。近所の人の話によると，2011年１月末に土手で足を滑らせ下に落ち，頭を打撲し，２日後に亡くなったとのことだ。落ちたところには，花束，缶コーヒーなどがたくさん供えられていた。また，小屋のところには，亡くなったことを知らない人たちが置いていったらしく，空き缶の袋がたくさん置かれていた。こういったことからも，Ｌさんが近隣の人々から好意的に受け止められていたことがわかる[51)]。筆者らがＬさんを訪問した際，前述したように犬を散歩中のたくさんの人々がＬさんを囲んで談笑し，Ｌさん自身も会話を楽しみながら，アルミ缶をつぶして整理する手を止めなかった。それゆえ，筆者らがＬさんからうかがえた話はそれほど多くない。禁止条例に対してＬさんは「弱いものいじめ」と語ったが，それ以上のことを聴くことができなかった。それでもＬさんに，今後の希望をうかがうと「本当は生活保護を申請したい」と回答されていた。しかし，福祉事務所がＬさんの実姉に連絡を取ると，実姉が「自分が面倒を見る」と応え，実姉に迷惑をかけたくないＬさんとしては，結局，生活保護を受給でき

ない状態が続いているという。「なぜ野宿生活を継続するのか？なぜ生活保護を受給しないのか？」という「問い」については，稿を改めて筆者らの聞き取り調査の結果を踏まえて考察したいと思っているが，本稿では，L さんのように，生活保護を受給しようとしても，受給に至らない場合もあるということを指摘しておきたい。生活保護の可否決定の審査の際には，家族に対して扶養照会（当人を養えるかどうかの確認）が行われるが，家族との関係が良好ではなく，家族に居場所や生活保護を受給することを知られたくないという人，あるいは家族には迷惑をかけたくないという人もいる。「生活保護を受給できるのなら，その方がいいのではないだろうか？あるいは家族が面倒を見ると言っているのであれば，見てもらえば良いではないか？」と一般には思われるかもしれない。しかし，人にはそれぞれの思いや事情，都合があり，制度があるからといって，即，その制度を活用するという訳にはいかない場合もあるということを心に留めておきたい[52)]。

（7）社会的存在としての野宿者ならびに空き缶回収者

さて，「近隣との関係」でいうと，アルミ缶の回収先となる近隣住民だけでなく，アルミ缶を売ってお金に換えるための交渉を行う寄せ屋との関係も重要だ。表 5 にあるように，ほぼ全員が回収した空き缶を「寄せ屋」とよばれる廃品回収業に売っており，様々な社会的関係を取り結んでいることが分かる。

また社会的な関係というと，筆者らが聞き取りをした何人かからは，他のアルミ缶回収者，特に「悪質な業者」に関する話を聞いた。

> **（A さん）** 車で来た業者が，いい品物以外はみんなポイしていくから，散らかったのをこちらが片付けるために，別の袋も持って行ってる。向こうは，散らかしても車ですーっと行っちゃえるけど，こちらは，自転車だし「おい，散らかしていくな！」って言われたら，こっちのせいになっちゃう。だから，自分が散らかしてなくても，きちんと片付ける。長いことやっている人は，みなそうだ。

> **（I さん）** 昨年頃から（引用者註：2009年頃から），トラックで集積所のアルミ缶をとっていく人が増えた。水曜日回収の日に袋ごとドサっと持っていって，その袋からアルミ缶だけ抜き取り，残ったものを木曜日回収の集積所に放っておく。散らかし放題のところもあった。こちらはアルミ缶を集積所からもらっていくときも掃除はきちんとし，河川敷のテント生活を送るに際しても，近隣の人に迷惑を掛けないように生活している。

空き缶を袋ごと持ち去り，不必要なものは集積所に置きっぱなし，散らかしっぱなしにする「悪質な業者」については，上に記したようにアルミ缶回収をしている当事者からも批判が出ている。また，G さんは「木金は範囲が狭いから，ホームレス同士でもめたりする。昔からやっている人と，新しく来た人とで」と語り，昨今の経済不況の中で，アルミ缶回収を生活の糧とする人が増えてきていることを示している。ところで，この「新しく来た人」とはどのような人なのか？「新しく来た人」の一端を，以下の H さんの話からうかがい知ることができる。

> 空き缶拾ってるときに生保とか年金もらいながらやっとる人もぎょうさんいるけどタバコ代もあがっとるからな。そういう人のなかには，もともと野宿しとった人もおるし，中国のひともいるわ。結局，日本語しゃべれんと仕事できんからな。

京都市会くらし環境委員会の審議の中でも，「近所の商店主も商売が成り立たず空き缶収集で生活を補っている」という指摘がなされている[53)]。以上のことを勘案すると，車両で各集積所からアルミ缶を大量に持ち去る「悪質な業者」の中にも，じつは野宿者に近い貧困者が存在する可能性も否定できないと，筆者ら自身，思い至るようになった。車両で

各集積所からアルミ缶を持ち去る「業者」にも聞き取りができたらと考えたが，筆者らの力量不足でまだ実現できていない。今後の課題としたい[54)]。

さて，筆者らが調査を通して出会ったアルミ缶回収野宿生活者は，それぞれに事情や経緯があって野宿生活に至り，近隣住民との関係や寄せ屋との関係を取り結びながら，自分の生活を支えている人々であった。もちろん，筆者らが知り得ていない事情や情報も多々あると思う。野宿している人＝善人という思考はとりたくない。しかし，少なくとも，京都市会くらし環境委員会で一部議員から提示され市当局も同調した「何もかも拒否して今のままで良いとする野宿者像」というカテゴリーは，極めて抽象度が高く，実態を示していない可能性が高いと指摘し得る。次章では，再度，京都市会くらし環境委員会での議論を振り返り，今回の条例改正に携わった京都市担当責任者達が野宿者に対してどのような姿勢を有しているか，そのやりとりを再吟味し，「野宿者との向き合い方」についての考察を行う。

5　野宿者に対する向き合い方への再考察

（1）市会での答弁に見る京都市担当責任者の野宿者への向き合い方

2010年10月21日第10回京都市会くらし環境委員会では，民主党K議員から以下のような発言がなされている。

> **（民主党K議員）**例えば，いろんなサポートをしておられる団体というのがありますけれども，そうした団体の方々が接点を持ってやってこられている所では心を開く方々はいらっしゃると。しかし，行政がストレートに行きますと初めから対応しないと，こういうケースもあると思うんですね。（同委員会議事録85頁）

なぜ野宿当事者は支援団体には信頼関係を築き，心を開くのか？なぜ行政には「初めから対応」せず反発する場合が多いのか？「支援団体は『野宿者の味方』だから野宿者は最初から『心を開く』のだろう」という「答え」は安易だ。「夜まわり」ボランティア活動を1度でも経験した人であれば，支援を名乗って野宿当事者の前に立っても，それだけでは当事者から信用してもらえないことを痛感した覚えがあるだろう[55)]。逆に言えば，行政担当者の中にも，反発を受けず，当事者からの「信頼」や「心を開いた対応」が得られる人もいる[56)]。「信頼」と「反発」，その差はどこにあるのか？第4章第3節で見たEさんやDさんは，一方的にアルミ缶回収禁止を決めてきた京都市の姿勢，つまり，彼らの近隣住民への細やかな配慮や工夫を知ろうともしないで「近隣からの苦情」を根拠に禁止条例を制定する市の一方向的な姿勢を批判している。この市の「一方向的な姿勢」は，市会の中で，野宿者への対応を問う議員からの質問に対する市担当者の答弁にも見られる。以下，そのやりとりを再掲する（下線部は引用者）。

> **（自民党T議員）**これから皆さんがこの路上生活から抜け出してもらうための色々な今後はアドバイスをしたり，それから生活保護を受けていただくなり，また職業訓練を今後ともしていただいたりとか，これからそういう方々に対しては色々アプローチされるわけですが，その中で，<u>やはりどうしても路上生活をしたい，どうしても空き缶で生活をしたいという方に関しては，どのように皆さん説得をされていかれるつもりですか。</u>（後略）（同委員会議事録54頁）
>
> **（保健福祉局生活福祉部長）**（前略）私どもとしては，行政と致しましては，そういった方を含めまして，いろんな機会を捕らえまして居宅への移行ということを，就労できる方はむろん就労を求めていくわけなんですけれども，就労できない方も居宅に移行していただくというのも，それは経済的自立とは言えないにしろ，これまでの生活から致しますと一つの自立という広い概念では捕らえることができますので，私どもとしては是非，特に訪問とかも含めて，

ホームレスの方との接触がある場合に，できるだけ強く説得と言うんですか，お勧めをして参りたいという覚悟でございます。（同委員会議事録55頁）

以上のやりとりの後，さらに「それでも，なおかつ，いや，生活保護を受けるのは嫌やと，路上で私は生活したい，空き缶で生活をしたいとおっしゃる方がおられた場合，それはどういう具合に皆さん手を（原文ママ），これも推測になると思うんですけども，そういう方がどうしても固執したい，どうしても固執されて，そういう方に対してはどのような対応を採られようとされるんでしょうか」と問う自民党Ｔ議員に対して，保健福祉局生活福祉部長は以下のように答弁する（下線部は引用者による）[57]。

（保健福祉局生活福祉部長）最終的には飽くまでも，おっしゃっていただいたように，御本人の意思というものを尊重せざるを得ないということでございます。それも一つの基本的人権の一つを形成しているものということでございますので，強制的な措置はむろんできないという認識ではございますけれども，私どもとしては，でき得る限り御説明を申し上げて，制度の周知，福祉施策の周知も図りながら，飽くまでも居宅への移行を御説明し続けるということしか，現実問題としてはなかなか具体的な手立てとして見出せないというのが現状ではございます。（同委員会議事録55頁）

さらに，第２章でも掲載したが，「このままの生活でよいと，アルミ缶回収を続けると。要はどの施策を打っても，今の生活でいい，アルミ缶回収を続けると。こういうような表現を私今しましたんですけれども，その見方は間違っていますか」と繰り返し問う自民党Ｏ議員に対して，循環型社会推進部長からは「このままの生活でよい，アルミ缶回収を続ける，17名ということでございますが，（中略）施策として今後どういった形でこの方たちに，福祉施策，これをきめ細かくきっちり説明していく中で理解を求めていきたいと考えております」と答えている（同議事録55頁。なお下線部は引用者による）[58]。

以上のように，京都市担当責任者は，言葉遣いは丁寧であり「本人の尊重し，強制的な措置はとらない」という姿勢は示しつつも，野宿者に対して自らの施策を「説明する」「ご理解頂く」という発言，そしてアルミ缶回収の禁止や居宅への移行を「説得する」という発言に終始している。そこには，野宿生活者の抱える事情や心情，すなわち「相手を丁寧に理解する」という姿勢は見られない。相手の事情や心情を理解することなく，一方向的に支援を提供しても，提供された方は，今までの自分，「今ここ」で努力している自分を否定されるように感じてしまうのではないだろうか？第４章第３節で見た「交渉にも何回も行ったけど，頭から相手にされていない。向こうからこっちに話を聞きにきたことも１度もないし」というＥさんの発言，そして「今まで反対活動にも参加してきたけど，京都市は，話を聞いてくれていない感じがするね。直接市の人が話を聞きにきたことは一度もないし。支援してくれる人達は色んな人が来てくれたけど」というＤさんの声がそのことを物語っている。「野宿状態でいるよりも，畳の上，屋根の下で生活し，温かな布団で寝るほうが幸せだろう」と行政担当者は思うだろうし，実は支援する側もそうした思いを抱く。しかし，そのことを一番望んでいるのは「自力でそうした状態を手に入れたい」と考えている野宿当事者なのかもしれない。ここで重要なのは，野宿という生活形態とは，「畳の上，屋根の下で生活」を一旦断たれざるを得なかった人々自身の力による「生き延びるための工夫」，すなわち「問題解決の１つ」であるという認識である。野宿状態を単に「問題」だと見なし，「居宅生活」への移行を強いるだけでは，当事者の反発を受けることは，実は筆者ら自身これまで散々に経験している。なお，「きょうと夜まわりの会」では，まずは「当事者の話を聴くこと」を大原則にしている。「夜まわり」の際，当事者に毛布，衣類や食料品を提供する行為は，当事者に何回か話を聴かせてもらっ

た後，当事者との信頼関係ができて，相手のニーズを確認してからはじめて行う支援活動である。相手が野宿状態にあるからといって，相手がこちらから差し伸べた手にすがってくると考えるのは不遜であり，間違った人間理解なのだ[59)]。

（２）「環境行政は環境行政，福祉行政は福祉行政」という言説

さて，2010年10月21日京都市会第12回くらし環境委員会では，自民党Ｔ議員からとても重要な質問，指摘がなされている。

> **（自民党Ｔ議員）**そしてもう一つは，我々もこれから各議員団で部屋でまた色々論議するんですが，やはり一番問題になるのは差別，これをして差別事象が出てくる可能性もあると。だから，要は，例えば以前もありましたような，10代の子が何人かでホームレスの人に対して暴力を振るう。命まで奪う。そして世間がすごく差別をする目で差別発言をしたりとか，そういう形で見ていく，こういうものもやっぱり出てくる可能性があります。したがいまして，我々もそれを慎重にこれから議論していきたいと思いますが，行政の皆さんとしても，それについては是非きちっと両者で検討をしていただきたいし，そういうことが起こらないような，そういう仕組みづくりと言うか，そういうこともきちっと今後ともやっていただきたいと，このように思います。（同委員会議事録58頁）

この指摘に対して，保健福祉部長からは以下の答弁がなされている（下線部は引用者による）。

> **（保健福祉局長）**（前略）また，先生今御指摘ありました差別あるいは人権の尊重という点についての件でございますけど，これは第２期のホームレス自立支援の実施計画でも三本柱の一つとしまして，地域社会における理解というものを挙げております。こういった点もまだまだやっていかなければならないという風に思っておりますし，私としましては，ホームレスゼロを目指して全力で取り組むという決意でございます。（同委員会議事録58頁）

保健福祉局長は「地域社会における理解」に言及しているが，地域に対してどういう理解をどのように市として求めていくのかについては具体的に示されていない。野宿者に向き合う京都市の姿勢に関しては，以下のような興味深いやりとりが展開されている。そこには，市当局が環境行政と福祉行政をあくまで別物として扱うことで，そのどちらからも野宿者がとりこぼされていってしまう構造が看取される（下線部は引用者による）。

> **（自民党Ｏ議員）**今回の空き缶のこの条例そのものをもってして，生存権の侵害，ホームレスの社会的排除の助長，そういった視点もあるわけでございますけども，京都市のお考えとして，これが生存権の侵害ないしは社会的な排除の助長という風に認識されて出されているわけやないとは思うんでございますけども，改めて，こういった見解につきましての見解を問いたいと思います。（同委員会議事録77頁）
>
> **（環境政策局長）**この条例改正を提案させていただいた趣旨は，やはり，今までから繰り返し申しておりますように，循環型社会をきっちりとやっていく，そして147万市民の方々がごみの分別，資源の出し方についてきっちりとやっていただいていることにつきまして，我々がやるべきことはやるということでございます。もちろん，一定寛容すべき所と言いますか，重箱の隅までつつくというようなことまでは考えているわけではございませんけれども，やはり行政ニーズをきっちりと果たしていくというのが我々の使命でございますので，そういった立場から御理解をいただきたいという風に思います。（同委員会議事録78頁）

上に引用した自民党Ｏ議員の質問に対する回答は，健康福祉局生活福祉部長からではなく，禁止条

例提案担当部署の最高責任者である環境政策局長からなされた。自民党O議員から，禁止条例が「生存権の侵害ないしは社会的な排除の助長」になるのか否かを問う重要な質問が提起されたが，環境政策局長は「循環型社会をきっちりとやっていく，そして147万市民の方々がごみの分別，資源の出し方についてきっちりとやっていただいていることにつきまして，我々がやるべきことはやるということでございます」と，環境行政のみの立場からの答弁にとどまっている。環境行政担当者は最後まで「環境行政は環境行政，福祉は福祉」という姿勢を貫いたと言える。しかし，こうした姿勢は，2010年9月17日第10回くらし環境委員会で，民主党A議員から既に以下のように批判されていた（下線部は引用者による）。

（民主党A議員）先ほどからの質疑の中で，あえて今回の廃棄物を適正に処理しようという問題と，それから路上生活者の皆さんの人権の問題は別問題であるというのが繰り返されていますけれども，そうすると，やっぱり内容も別問題として捕らえられるものに設定をするべきであって，結局，路上生活者の皆さんがこれまで，環境政策局の方だとか保健福祉局の地域福祉課の方だとか，何度も意見交換を重ねられてもなお納得をしていただけない状況にあるというのは，私もちょっとその現場に行かせていただいたことがあるんですが，片や路上生活者の方は，私たちの命が明日どうなるか分からないという話をしている一方で，資源のリサイクルは大事ですと言われても，本当にその重みが全くどうしても違ってしまう。命と，それから適正処理というものが非常にちぐはぐな議論が並行して続いていただけであって，飽くまで適正処理と人権問題は別問題だと当事者の方に納得していただくためには，別問題だけれども，それぞれの施策がある，行政は自分たちの命のこともしっかりと考えてくれているという信頼関係がないと，この議論は絶対に進まないと思います。（同委員会議事録65頁）

当事者ならびに支援者の側に「行政は自分たちの命のこともしっかりと考えてくれているという信頼関係」があれば，法曹関係者も参加した大きな反対運動は起きなかったかもしれないし，EさんやDさん，HさんやIさんに見られる怒りはもう少し穏やかなものであったかもしれない。行政が「野宿者の命のことをしっかりと考える」最初のステップとして，野宿者の事情や心情をまずは理解することの必要性がここに示されている。

（3）京都市会による付帯決議

禁止条例は結局，京都市会において自民党，民主党，公明党の賛成多数で可決されたが，これまで議論されてきた「野宿者の生存権」に配慮した付帯決議が設けられた。全部で5項目あるうち，「野宿者の生存権」配慮ならびに「ホームレスの自立支援」に関する項目は以下の3点である。

3　ホームレス施策については，人権尊重も踏まえ，市民周知をより一層徹底し，きめ細やかな相談の実施など，自立支援センター等での就労自立支援事業により，路上生活等から居宅生活への移行支援を行うこと。

4　自立が直ちに困難なホームレスに対しては，各種の情報提供，自立に向けた職業訓練事業の創設や，ホームレスへの就職あっせんに係る企業等への協力依頼，都市雑業の創出，「ホームレス能力活用推進事業」の早期実施など，関係機関とも十分連携し，「ホームレスからの脱却」に向け，不退転の決意で新たな施策の実施と積極的な取組をこれまで以上に推進すること。

5　ホームレスに対する支援施策の取組成果について，聞き取り調査を含め定期的に状況調査を行い，議会及び市民に報告すること。

付帯決議に関しては，自民党，民主党，公明党からそれぞれ案が提起され，京都くらし環境委員会正副委員長と各会派の代表によって最終的なとりまと

めが行われた（共産党は，禁止条例そのものに反対のため，空き缶持ち去り禁止条項そのものを削除する修正案を提起）。本章で考察してきた「野宿者の心情や理解をまずは理解することの重要性」に関連した項目としては，付帯決議の５項目目が支援施策の取組成果について「聞き取り調査を含め定期的に状況調査を行い，議会及び市民に報告する」ことを提起しており，「まずは実状を理解すること」ならびに「条例施行後の影響や，福祉ならびに就労支援の効果を把握すること」の重要性を喚起している点で注目するに値する。

この「調査」の必要性を記した５項目目は，もともとは公明党が用意した付帯決議案[60)]が基になっている。この案に見られる「調査をはじめとした実態把握」の必要性が出てきた背景としては，禁止条例が議論され可決されるまでの2010年第８回から第12回までの京都市会くらし環境委員会議事録を読む限り，第３章第１節でも紹介したように，与野党問わず各会派の議員から「丁寧な調査の必要性」が提起されたと共に，第12回京都市くらし環境委員会における公明党Ｈ議員の質問が基になっていると推測される。

同党Ｈ議員は，前節で見た「環境行政は環境行政として進め，福祉行政は福祉行政で進める」，すなわち「禁止条例は禁止条例として施行して，その影響を受ける野宿者に対しては福祉施策で対応する」という市当局の姿勢，特に「双方共（引用者註：禁止条例も福祉・就労支援も）強力に推し進める」という循環型社会推進部長からの答弁（第12回くらし環境委員会議事録61頁）に対して，以下のように強い疑問を投げかけている。

> **（公明党Ｈ議員）**条例は，これ，条例の形として持去り禁止となったら，すぐに持去り禁止になるわけですよね。ところが，先ほど御説明あるように，ホームレスの対策は，これは対策そのものが難しいということも当然あってなかなか進まない。来年の４月からそういう予算が付いて実行されたからといって，急にアルミ缶を回収して生活されている方の生活ががらっと変わるわけではないと思われます。そういう意味で，先ほどの双方共強力に推し進めるという御答弁ですけれども，どう思われますか。（同委員会議事録70頁）

これに対して循環型社会推進部長は「双方というのは誤解を招いたかもしれませんけれど，私どもとしては，正に環境施策としての実行，これをしっかりやっていくということ。（中略）これは要するにこれまでから御説明されていますけれど，やはり市民の方からもこういった声があるという部分に私どもは基づいて，こういった観点で今回条例を上げているという状況でございます。ですから，この部分をしっかりやっていくという部分と，あわせまして，これをやるから逆にこうなるという反作用じゃなくて，法の対策は対策としてきっちり自立支援に向けてやっていく」（同議事録71頁）と，その意味を完全に理解することが困難な説明を展開しているが，いずれにしても「禁止条例は禁止条例として進め，福祉対策は福祉対策として進めていく」という姿勢を再び打ち出している。

続けてＫ議員は，京都市長が第12回くらし環境委員会の前日，2010年10月20日に打ち出した「ホームレス能力活用推進事業」の実施に関し，健康福祉部長に答弁を求め「いわゆる今年度の間にいろんな意味で準備に相当の期間が掛かるという認識でいいんですかね。いわばそれを前倒しして行うとかという考え方はあるかないか」と問い質し，健康福祉部長は「誠に申し訳ないんですが，この事業について色々検討した中で，できないかということで申し上げているところでございまして，更に内容を検討していく必要があろうかと思っております」と答えている。この「ホームレス能力活用推進事業」は2011年３月から「前倒し」して実施されるようになったのだが，以上見てきたＫ議員によって展開された議論は，「禁止条例と福祉対応ならびに就労支援を同時に進めるといっても，福祉対応ならびに就労支援

は後手に回らざるを得ない状況が生み出される可能性が高い」ことをあぶり出したと言える。こうした状況を踏まえ，「ホームレスに対する支援施策の取組成果について，聞き取り調査を含め定期的に状況調査を行い，議会及び市民に報告すること」という内容が京都市会付帯決議５項目目に挿入されたと理解し得る。

おわりに

筆者らが今回，アルミ缶回収者への聞き取りを実施し，当事者の声から学んだことと，京都市会や審議会でのやりとりを再検証した結果を重ね合わせてみて，今，改めて感じていることは，京都市には「現場に出向いて野宿者を理解しようとする姿勢」を具体的かつ強く打ち出して欲しい，ということにつきる。京都市会でのやりとりでは，与野党問わず全ての議員から「野宿者の実態を市当局はしっかりと把握，理解しているのか？」という問いかけがなされてきた。それは前号第３章で紹介した与野党議員からの「市聞き取り調査」への批判に現れており，かつ付帯決議の５項目目「ホームレスに対する支援施策の取組成果について，聞き取り調査を含め定期的に状況調査を行い，議会及び市民に報告すること」にも現れている。一方，京都市当局も，与野党問わず全ての会派の議員から野宿者対応に対する批判や疑問を受けて，「生活保護，特に居宅保護への移行支援」を強く打ち出すと共に，新しい試みとして「ホームレス能力活用推進事業の推進」に着手した[61)]。また，従来から行ってきた「訪問相談事業」は，「そこに野宿者が居る」，ということを前提にした支援事業であり，これは，強制的な野宿者排除に京都市は着手していないということも示している。また京都市は，野宿者支援団体との話し合いを継続しており，いくつかの柔軟な提案も京都市は支援団体に対して行っている[62)]。以上の諸点については，京都市当局が，京都市会ならびに禁止条例に反対する野宿者支援団体や法曹関係者とのやりとりを通じて達し得た人権擁護への見識の高さを示すものとして評価し得る。しかし，それでも，筆者らは，アルミ缶回収をしながら生活をしている野宿者への聞き取り調査を踏まえて，京都市には「現場に出向いて野宿者を理解しようとする姿勢」を具体的に打ち出して欲しい，ということを強く提起したい。

最後に１点だけ，条例施行後の「資源物の持去り禁止等啓発パトロール」について述べておく。2011年４月１日の禁止条例施行に伴い，地域のごみ集積所には持ち去り禁止のシールが貼られ，市内の指定された地域では，毎週水～金曜日に，京都市の委託を受けた警備会社による啓発パトロールが早朝に行われるようになった[63)]。持ち去り行為者に対して条例の概要，持ち去りを禁止する理由及び京都市の福祉施策を記載したチラシを手渡し，周知・啓発を行う。このパトロールの実態に関しては，それを担う警備会社から京都市に対して報告書が毎月提出されている。筆者らが情報公開請求を行い，このパトロール報告書を入手したところ，例えば2011年８月（アルミ缶が一番多く集積所に出される月）には，パトロールスタッフが注意勧告した事例として50件が報告されている。50件の内，軽トラックでのアルミ缶回収行為は２件，軽自動車によるアルミ缶回収は１件，自転車によるアルミ缶回収は40件，徒歩によるアルミ缶回収は４件（内１件は荷車），不明３と記載されている。京都市会の付帯決議の２項目目には「トラック等を用いての大規模な持去り行為及びそれに端を発した不法投棄等，悪質な行為に対しては徹底した態度で臨むこと」とある。しかし，パトロールの実態としては，「トラック等を用いての大規模な持去り」よりも，自転車もしくは徒歩による細々とした回収者の摘発にその効果を発揮している傾向がうかがえる[64)]。筆者らが夢見るのは，このパトロールの機会を，監視や叱責，啓発ではなく「当事者の事情を丁寧に聴き，そこから一緒に必要な支援のあり方や生活の仕方を考えていく出会いの場」にすることはできないか？ということである。筆者らが今回出会った野宿生活の当事者の中には，

まったくと言っていい程，人目につかない橋の下に小屋を建てられている人も何人かいた。そういう人たちに京都市の職員は話を聴きには出向けておらず，そもそもそこに野宿者がいるということも把握していないかもしれない。一方で，野宿している当事者，特に河川敷で小屋生活をしている野宿者達は京都市による支援の場には出向いていかない。直接顔を合わせてやりとりをする機会がないまま条例が施行されてしまった。

どうせ人手とコストをかけるのなら，「警備会社のパトロール」だけではなく，京都市が展開している「ホームレス訪問相談事業」[65] と併せて実施することはできないだろうか？筆者らの聞き取り調査で出会ったＣ氏の「（アルミ缶は）取ったらいいと思う。そこから，市や住民との話し合いが始まる」という発言は「衝突が衝突のまま終わるのではなく新たな出会いと相互理解の場となり得る」という可能性を示唆しており，それが実現する機会として「監視や叱責，啓発のパトロール」が「相談と理解のための巡回相談」へと転換，発展することを期待したい。

補記

本稿脱稿後の2013年１月17日に，京都市中京区において，ごみとして出された空き缶を持ち去らないよう指導した京都市職員を殴ったとして，公務執行妨害の疑いで77歳の男性が現行犯逮捕された。中京警察署や市の説明では，市職員は近隣住民の通報を受けてパトロールをしていたという（京都新聞2013年１月18日付朝刊）。この男性は，生活保護を受給しており，病気のためオムツを使用していた。先払いが必要な自身のオムツ代を捻出するために空き缶を回収してリサイクル業者に転売し，現金を得ていた。市や同男性弁護団によると，市職員から口頭で注意を受けた男性が「捨てられた物を集めて何が悪い」と抗議した後，職員が自転車のかごから空き缶の入った袋を運び出すと，男性が職員ともみ合いになったという。同年２月７日，京都簡易裁判所は男性に罰金15万円の略式命令を出した（京都新聞同年２月８日付朝刊）。しかし，同男性弁護団は，「職員が男性側から取り上げた袋は市指定ごみ袋ではないため，条例の規制対象外であり，職員が袋を取り上げた行為は市の内規で禁止される『実力行使』に当たる」と主張し，同男性が公務執行妨害容疑で逮捕されながら，京都区検察庁が同罪の適用を見送ったことについて，「公務の正当性が認められなかったということ」と指摘している（以上，京都新聞同

表１　調査対象者のプロフィール

個人	聞き取り場所	日時	年齢	野宿歴	空き缶回収歴
Ａさん	高野川河川敷	2010年11月22日	52歳	10年	10年
Ｂさん	鴨川河川敷	2010年11月26日	50歳代（推定）	N/A	５年
Ｃさん	鴨川河川敷	2010年11月26日	60歳代前半（推定）	24年	N/A
Ｄさん	鴨川河川敷	2010年11月26日	66歳	７年	７年
Ｅさん	鴨川河川敷	2010年11月26日	50歳代（推定）	N/A	N/A
Ｆさん	下京福祉事務所	2010年12月28日	40歳代（推定）	３年	３年
Ｇさん	東本願寺前	2011年１月９日	70歳代（推定）	25年	８年
Ｈさん	鴨川河川敷	2011年２月10日	60歳代（推定）	今の場所では３年	５年
Ｉさん	西高瀬川河川敷	2010年12月15日	63歳	５年	５年
Ｊさん	西高瀬川河川敷	2010年12月15日	50歳代半ば（推定）	N/A	N/A
Ｋさん	西高瀬川河川敷	2010年12月15日	50歳代前半（推定）	４年	１年
Ｌさん	西高瀬川河川敷	2010年12月15日	68歳	10年弱	N/A

年２月９日付朝刊)。筆者らは本稿第４章第５節で「本来,『おとがめなし』のＡさん,Ｂさんにも今後,市民,関係者からプレッシャーがかかる可能性は高い」と指摘し,本稿最後に「『監視や叱責,啓発のパトロール』から『相談の理解のための巡回相談』へと転換,発展することを期待したい」と記したが,筆者らの期待とは真逆の事件が実際に起きてしまった。自らの不甲斐なさと悔しさを感じざるを得ない。

表２　市聞き取りならびに福祉支援利用の有無と内容

個人	市聞き取り調査の有無	市福祉支援利用の有無	市福祉支援利用の内容
Ａさん	無	有	３年前に中央保護所１週間入所。歯の治療も。中央保護所も下京福祉事務所もここからは遠い。パン券をもらいにいっても,ここに帰って来る頃には腹がまた減ってくるからヘタに動かない方がいい。
Ｂさん	有	有	本当は世話になりたくないけど痛みで足腰が立たなくなったりするから月に一回は医療券をもらう。
Ｃさん	無	無	自立支援センターは使ったことがない。自分で食っていけるから必要がなかった。これからは,缶回収が禁止になるし違ってくるかもしれない。
Ｄさん	無	有	中央保護所や医療券の利用が何度かある。中央保護所は,体調がしんどくなったときとか,お正月とかに利用してきた。
Ｅさん	無	有	医療券は利用したことがある。下京までもらいに行ってたまに使わせてもらってる。歯も,そろそろまたいかなあかん…。入れ歯作ってもらったのが合わなくて困っているから。
Ｆさん	無	有	パンと牛乳はもらっている。デイサービスで週に一回シャワーと洗濯機を利用＊１。宿泊施設は一日とかなら,使うかもしれないけど,一週間は住んでいる小屋を留守にできない。あと,入る必要がない。
Ｇさん	無	有	風呂券とパン,牛乳は利用
Ｈさん	無	有	医療券あとはパンと牛乳だけ。中央保護所は知らん人と寝るのが嫌だ。自分もいびきがあるし。ソーシャル＊２は知り合いが入っとったから見たことあるけど板で区切られとるだけだった。使ったことない。
Ｉさん	無	無	——
Ｊさん	無	無	——
Ｋさん	無	無	——
Ｌさん	無	無	——

＊１　中央保護所内にあるシャワーと洗濯機。野宿者は週１回無料で利用できる。野宿をしている当事者団体(みやび共の会)と支援団体(きょうと夜まわりの会)と市との折衝によって実現したもの。当事者団体が自主的に管理運営。

＊２　ソーシャルホーム：京都市から民間企業に運営委託されている一時宿泊施設

表３　野宿に至る経緯もしくは野宿前の就労経験

個人	野宿に至る経緯もしくは野宿前の就労経験
Ａさん	これでもパソコンは多少使える。野宿になる10年前までは，パチンコ屋の店長，水商売の店長を経験。
Ｂさん	以前は会社勤めで事務の仕事。神経痛で働けなくなり休職して会社に何年か待ってもらったが結局退職。マンション生活の頃から空き缶回収を開始。家賃が払えなくなり野宿を開始。
Ｃさん	N/A
Ｄさん	20年ほどクリーニング関係の会社員だったがリストラにあう。
Ｅさん	大工をして人も雇っていた 。うまくいかなくなり，妻，子どもに迷惑かけるので１人になって野宿生活を開始。
Ｆさん	リーマンショック前まで派遣で働いていたが，年齢が上がると仕事が絞られ，自分に合う仕事を選べなくなった。パソコンを使えないと，単純肉体労働しかなくなってくる。
Ｇさん	空き缶回収をする前は日雇い労働に従事。
Ｈさん	もともとは建設業で基層工事に従事。資格もあるが「今はその技術でやってるところはないんちゃうか」とのこと。その後は，日雇い労働に従事。
Ｉさん	N/A
Ｊさん	18歳から友禅の染物の版をつくる職人。景気が悪くなり会社が倒産した際，さらに事故で腕を粉砕骨折して職人の細かい仕事ができなくなった。さらに置き引きにもあい，全財産を失い野宿生活に。
Ｋさん	建設会社でマンション建設に従事。横浜ランドマークタワーのビル工事現場では現場リーダーも。正社員ではあったが給料制ではなく出来高制。しかし上司と喧嘩し仕事をやめ，５年前に京都に来てからは１年間，産廃業者の●●産業など，いろいろな会社を短期間勤務。４年前から野宿生活。
Ｌさん	10年近く野宿，小屋暮らし。空き缶回収の他，ガードマン，解体作業。近くのごみ処理工場から定期的に仕事をもらっており生活が特に苦しいわけではないが収入が安定しないので部屋を借りることに踏み切れないでいる。

表 4　空き缶回収の状況と近隣との関係ならびに禁止条例への考え方

個人	回収の状況，実際	近隣との関係	禁止の影響，禁止に対する考え方
A さん	アルミ缶回収いっぽんで生計を立てている。毎週，水曜日と木曜日。以前は日雇いの建設仕事があったが，今はもうない。アルミ缶回収は，水曜日は，岡崎くらいまで取りに行き，木曜日は花園橋近辺まで取りに行く。北山通りより南は水曜日がアルミ缶出しの日で，木曜日は北山通りより北の地域が回収日だから。水曜日は，前の晩の夜中に出て，昼頃まで集めて80kg くらい。木曜日は，午前 3 時頃から 9 時までやって30kg 取れたらいいほう。いま 1 キロ90円。金曜日の朝にまとめて寄せ屋に持って行く。	アルミ缶を回収するのは，集積所じゃなくて，各家々がもう家の前に袋にいれて置いておいてくれる。長いことやっているから向こうもこちらの顔をわかるし，家の前に置いておいてくれるので，それをもらっていく。こちらは，絶対に散らかしたりしない。そんなことしたらもう二度ともらえなくなるから。逆に，車で来た業者が，いい品物以外はみんなポイしていくから，散らかったのをこちらが片付けるために，別の袋も持って行ってる。向こうは，散らかしても車ですーっと行っちゃえるけど，こちらは，自転車だし「おい，散らかしていくな！」って言われたら，こっちのせいになっちゃう。だから，自分が散らかしてなくても，きちんと片付ける。長いことやっている人は，みなそうだ。	禁止条例が出ても登録制にしてワッペンをもらってアルミ缶を回収できたらいい。職安に行ってもすぐに仕事は見つからないんだからアルミ缶回収はどうしても必要。登録制にしたら車でやってきて道路占有許可証を持たずに無許可で路上に車を置き，路上に缶やビンを広げて仕分けしている業者を除外することができる。そうやって野宿者がアルミ缶回収でしのぎながら就労支援してもらえたら。
B さん	週に 3 日間。水曜日は洛北，木曜日は御所南，金曜日は今出川から三条を回っている。健康だったときは一日に100キロくらい，月に10万円稼いでいた頃もあったけど，今は足腰が痛くて収入が三分の一位に減っていて，ほかに収入を得る方法もないし貯金もつきそう。貯金は空き缶集めとかしながら，3千円ずつとか貯めてきた。	ゴミ集積所から取るのではなく，家の前にスーパーの袋とかに入れて出しておいてくれる家はかなりある。そういう家は，月に一回，第何週の何曜日とかが決まっていたり，いついつに取りきてと直接言われたりしている。商店とか，商売人が多い。	条例で禁止されても空き缶回収は続けます。条件の良い仕事があるなら，仕事に就く。掃除は今までもやったことがあるし土方でも何でもする。ただ事務の仕事は過去に苦い経験があるから嫌。ハローワークでは年齢制限や性別制限があって仕事は見つからない。あっても，短時間で低賃金のあまり収入にならない仕事しかない。
C さん	週に三日空き缶の回収をやっている。冬は缶の量が減る。最近，バイトを紹介されたのでしている。その前にも，野宿をしながら，9年間続けた仕事がある。野宿生活は24年。そのうちに 8 年くらい野宿しながら会社勤めをしていた時期もある。	N/A	禁止されても空き缶は取ったらいいと思う。そこから市や住民との話し合いが始まる。京都市にはゴミの仕分けなどの仕事を出してほしい。今は使っている京都市の支援とかはない。自立支援センターは使ったことがない。自分で食っていけるから必要がなかった。しかし，これからは缶回収が禁止になるし違ってくるかもしれない。
D さん	アルミ缶は週に三日集めている。水・木・金の 3 日。一週間で100キロ，1 万円ほどの稼ぎになる。自分は，●●という業者に持って行っている。1 キロ75円で，1番安いようだけど，高いところはここから遠いので持ってくのは難しい。桂にある●●が 1 番高くて110円ほどと聞いている。名神高速のところの業者も値段が高いらしい。アルミ缶は野宿するようになってから仲間がやっているのを見ては 7 ～ 8 年前から始めた。野宿を始めたころは他の仕事もあった。手配師みたいな人がここにきてね。やっぱり若いころはなんぼでも仕事はある。でもこの年になると仕事はなかなかない。	アルミ缶回収を禁止されてしまったら，住民の人達と揉めるのも嫌だし自分は集めるのをやめようと思っている。自分は集積所から持って行っているので，4月になったらいろいろと言われてしまうと思うから。もう66歳になったし，これを機に生活保護を受けようと考えている。働いているときに厚生年金もかけていたし，アパートを借りて落ち着いたら年金ももらいたい。働けるうちは，誰かに頼らず生きていきたいと思ったから，こういう生活を続けてきた。今はもう年だし，働くよりはゆっくりしたい気持ちが強いけど，ずっと働きたい気持ちは持っていたよ。	今まで反対活動にも参加してきたけど，京都市は，はなから話を聞いてくれていない感じがするね。直接市の人が話を聞きにきたことは 1 度もないし。支援している人達は色んな人が来てくれたけど。
E さん	アルミ缶は週 3 日回収してるけど，月に5000円程度しか集めていない。上賀茂周辺で，アパートの管理人と契約をしてそこから出るアルミをもらっている。最近はアルミを集める人が増えたように感じるから，集積所から集めたりしてたらなかなか簡単には集まらないんじゃないか。自分は電気関係の仕事もしているから収入の中でアルミの割合は少ない。銅線を売ったりとか，そういうの。 　どちらも●●に持って行っている。1 キロ75円。○○は高いけど，あそこは大きい会社やし特別や。あそこから仕事を紹介してもらっている仲間もいるくらいやから。	上賀茂周辺で，アパートの管理人と契約をしてそこから出るアルミをもらっている。最近はアルミを集める人が増えたように感じるから，集積所から集めたりしてたらなかなか簡単には集まらないんじゃないか（以上，再掲）。確かに，夜中の騒音とかは問題だと思う。うるさいやつも中にはいる。自分は夏の夜は回らないようにしている。どの家も窓を開けて寝ていて，うるさくなると思うから。野宿生活は，大工の経験活かして家も他の人に比べたら立派なの持ってるし，近所の人とかがたくさん差し入れ持ってきてくれるから困ってない。畑とかも作っていろいろ栽培しているのは，自分が食べるためじゃなくて助けてくれている人達へのお礼。メロンなんかも作ってる。	禁止条例が出ても，絶対に回収はやめない。交渉にも何回も行ったけど，頭から相手にされていない。向こうからこっちに話を聞きに来たことも 1 度もないし。禁止にしたら，泥棒をしたり，市の建物にらくがきしたり，そんな奴がでてきてもおかしくないと思う。とにかく，今までは黙認していたのに，話もちゃんと聞かずにいきなり取ったらだめだというのはおかしい。
F さん	今はアルミ缶一本でほかに収入を得る仕事はしていないです。三年ほど続けています。一週間で60キロくらい集めています。家の前に出してあって，明らかに持っていっていいものは，持ってきます。缶集めを始めたのは，アルミの値が160円以上していたからです。	家の前に出してあって，明らかに持っていっていいものは，持ってきます。	条例が実際に施行されるようになって，みないと続けられるかどうかわからない。続けられそうなら続ける。
G さん	水木金とやっています。昔は土曜日もあったけど，土曜日の回収範囲はほかの日に振り分けられた。今は，水曜日が市のごみ出し地域の範囲が一番広い。木金は範囲が狭いから，ホームレス同士でもめたりする。昔からやっている人と，新しく来た人とで。週に一万五千円くらいの収入になります。回収は自転車でやっています。伝票も出す正規の寄せ屋まで持っていくのに，往復で二時間くらいかかります。でも，ほかの寄せ屋はビンはねとかがするから。	N/A	年金があるから年金で生活するかもしれません。でも別に住んでいる家族の生活もあるし年金だけでは足りないかもしれない。
H さん	木曜はやってへんから週に 8 千円くらいやな，寄せ屋は天神川の●●に行ってる。あと●○も。住んでるとこのすぐ近くにも寄せ屋はあるけど値段が低いんだわ。70円くらいや。●●までは自転車で片道40分くらいやな。水曜は●●の近くの地域で拾っとる。冬は缶のとれる量が減るけど，人が少ないから。空き缶拾ってるときに生保とか年金	ゴミに出された缶だけではなく玄関の前に直接置いてあるものはもらっていく。そういうのは集めた缶全体の六分の一くらいになる。深夜にはやらんようにしている。うるさいと言う人がいるし，もっともやから。あとはとった後はきちんとするな。タバコ代だけ稼いどるやつには，破ってそのままのもいるけど。それと，トラックとかで持っ	三月いっぱいで生活保護をとるつもりでいる。生活できんもんね。 禁止されるのはしょうがないと言えばしょうがない。胸をはれる仕事ではないのは確かだし。生きていくためにやってることだし。もともとアルミを始めたのは，知り合いがやっとたから。

	もらいながらやっとる人もぎょうさんいるけどタバコ代もあがっとるからな。そういう人のなかには，もともと野宿しとった人もおるし，中国のひともいるわ。結局，日本語しゃべれんと仕事できんからな。アルミを始めて五年くらいになるな。その前は日雇の仕事をやっとったけど。2008年オリンピックのときがアルミの値段が高くって，180円とか200円してた。リーマンショックの後，がーんと落ちたけど，それでも止めなかったのは，食っていけんから。これしかないからね。	ていって，抜いた後に閉めずにすててくのもいて今回そういうのが問題になっとるのやろ。これまで生保をとらなかったのは，まだなんとかなるから必要なかったし自分で何とかできていたから。条例ができて生保をとることにしたのは，袋が変わったときも住民ともめたけど，住民ともめるのがいやだから。なんか言われても「すいません」って言って謝るけど，そうしないと続けられんから。条例できてから，住民から勘違いで「あかんやろ」といってくる人もおるけど，「施行は四月からですよ」っていうと「そうなんか」と言ってる。	
Ｉさん	アルミ缶回収が唯一の生計手段。11月は８月，９月に比べてアルミ缶が各家庭から出される量が1/3になる。年末年始はまた少し増えてくる。アサヒスーパードライの缶が１個当たりの重量，一番重い。しかし景気が悪いから第２，第３ビールの缶が増えている。	アルミ缶は，集積所だけではなく，家の前の置いておいてくれるのを持っていく。長いことやっているので，顔なじみになっている。しかし，やはり集積所からアルミ缶をもらっていく方が多い。もらうとき，散らからないようにするし，散らかったら掃除もする。 昨年頃から，トラックで集積所のアルミ缶をとっていく人が増えた。水曜日回収の日に袋毎どさっと持っていって，その袋からアルミ缶だけ抜き取り，残ったものを木曜日回収の集積所に放っておく。散らかし放題のところもあった。アルミ缶を集積所からもらっていくときも掃除はきちんとし，河川敷のテント生活を送るに際しても，近隣の人に迷惑を掛けないように生活している。 （追記）河川敷や川の中への不法投棄された物品の片付けもしている。糖尿の持病があるが，真冬にも関わらず「ほっておくとゴミが増えるから，今のうちに片づけておく」と言って，川に入って不法投棄のものを片付け，川の清掃活動をしていた。	弱いものいじめだと思う。禁止条例が出てもアルミ缶をとらないと生きていけないから回収し続ける。（＊10月の訪問では「今までは生活保護などを考えていなかったが今回の条例が可決されると生活できなくなるので生活保護を考えている」。11月の訪問では「犯罪者になっても続ける」と語られ，心が揺れている状況がうかがえた。）
Ｊさん	時々，中央市場の仕事を手伝ったり，仕出し屋を手伝ったりという仕事があるが，確実に入って来る現金収入としては，アルミ缶回収がメイン。アルミ缶回収は集積所だけでなく，近所の人からもらったり，家の前に置いてくれたりしているものを集めている。しかし，生計を立てるには，集積所のアルミ缶をもらうのがメイン。近所の人はくれたりくれなかったり，置いてあったり置いてなかったり不確定な場合もあるので。	（再掲）アルミ缶回収は集積所だけでなく，近所の人からもらったり，家の前に置いてくれたりしているものを集めている。しかし，生計を立てるには，集積所のアルミ缶をもらうのがメイン。近所の人はくれたりくれなかったり，置いてあったり置いてなかったり不確定な場合もあるので。	とにかく困る。生きて行けない。どうにかしてほしい。
Ｋさん	たまたま河川敷に散歩に来ていた近所の建設会社の社長と仲良くなり，小屋暮らしを続けながら，溶接の手伝い仕事を行い収入を得ていた。しかし，その会社の経営も難しくなり（倒産），昨年10月からアルミ缶回収をはじめた	N/A	条例で禁止されたらもう回収できない。最近，河川敷を回って来た支援グループの人に生活保護を勧められたので，申請しようと思っている。
Ｌさん	10年近く野宿生活を送っている。小屋暮らしで，アルミ缶回収の他，ガードマン，解体作業をしている。近くのごみ処理工場から定期的に仕事をもらっており，生活が特に苦しいわけではないが，収入が安定しないので部屋を借りることに踏み切れない。	近所の犬を散歩に来る人たちや近隣の人と仲が良く，散歩のついでに直接アルミ缶を持って来てくれたり，食べ物を持って来てくれたりするという交流がある。近隣の人の話によると，夜中に男性７人くらいに追われていた女の子を一人で棒を持って立ち向かい助けてあげたことがあるらしい。そのことがきっかけで，近隣の人たちは彼のことを信頼していた。 （追記）2011年１月末に土手で足を滑らせ下に落ち，頭を打撲し，２日後に死亡。落ちたところには，花束，缶コーヒーなどがお供えされていた。また，小屋のところには死亡したことを知らない人たちが空き缶を置いて行ったらしく，たくさん置かれていた。こういったことからも彼が近隣の人から好意的に受け止められていたことがわかる。	弱い者いじめ。

註・参考文献

41)　本聞き取り調査は「立命館大学研究倫理指針」に則り，調査対象者の同意を得て実施され，本号での公表に至っている。

42)　西高瀬川での聞き取り調査は，中村尚司先生，大石洋史氏（当時，課長。現，学生部次長），そしてコーディネーターである竹田純子氏をはじめとする龍谷大学ボランティア・NPO 活動センターと NPO 法人 JIPPO による毎月 3 回（西高瀬川に 1 日，東高瀬川と山科川に 2 日），河川敷で小屋を建てて生活している野宿者への交流訪問に同道させていただき，実施したものである。龍谷大学ボランティア・NPO 活動センターと NPO 法人 JIPPO のみなさんから貴重な学びの機会をいただいたことに改めて感謝申し上げる。

43)　京都市は，そもそも高野川，西高瀬川で聞き取り調査を実施していない。

44)　西高瀬川河川敷に居住する 4 名全員が市の福祉的支援を受けたことがないのは，そもそも支援策リソースにアクセスするには距離がありすぎる，あるいは支援策そのものを知り得ていないことが推測される。また，京都市担当者も，西高瀬川の入り組んだ河川敷に点在する野宿者の存在を把握しきれていない可能性が高い。

45)　例えば，西高瀬川で話を聴いた J さんは，もともとは18歳から友禅染物の版を作る職人さんだった。景気が悪くなり会社がつぶれたときに，さらに事故で腕を粉砕骨折して，職人の細かい仕事ができなくなった。そんな時に置き引きにあい，全財産を失い，現在の野宿生活に至った。医師からは腕は一生上にあげたりできないと言われたが，現在はほぼ自由に動かすことが出来ている。そして，河川敷の橋の下に，立派な小屋を建てられていて，小屋の隣を開墾し，本格的な畑を作っている。土作りに 1 年かけたそうだ。何種類もの野菜を作り，その野菜とアルミ缶拾いの収入で生活している。小屋が立派なだけでなく，野菜の仕分けや，道具の仕分けなど，整理整頓が見事になされている。家も断熱構造になっていて，風の通り道などもしっかり計算して作っている。

46)　E さんの「野宿を始めたころは他の仕事もあった。手配師みたいな人がここにきてね」という発言，K さんの「たまたま河川敷に散歩に来ていた近所の建設会社の社長と仲良くなり，小屋暮らしを続けながら，溶接の手伝い仕事を行い収入を得ていた。しかし，その会社の経営も難しくなり（倒産），昨年10月からアルミ缶回収をはじめた」という話から，アルミ缶回収以外にも野宿生活を支える就労の機会が以前にはあったと思われる。

47)　脚注41にも記したように，毎月 1 回，龍谷大学ボランティア・NPO 活動センターと NPO 法人 JIPPO のメンバーや学生達が西高瀬川沿いに小屋を建てて野宿生活を送る人々を訪問し，交流を続けている。訪問する側，訪問される野宿者の側，双方に信頼関係が築かれており，その信頼関係の中で，同センターならびに同 NPO 法人のスタッフに漏らされた I さんの心境である。

48)　B さんは「ハローワークでは年齢制限や性別制限があって仕事は見つからない。あっても，短時間で低賃金のあまり収入にならない仕事しかない」という問題点を指摘している。

49)　民主党 A 議員の質問に答える環境政策局長の「例えば独自に資源物を回収されて，それをリサイクルに持って行かれるということ自体は，この条例改正案が禁止している部分からは少し外れるということになります。もちろんこの条例改正案は，資源物の袋，有料の手数料の袋から抜き去っていく行為自体を禁止するということでございます（後略）」という発言（2010年10月21日第12回くらし環境委員会議事録66頁より引用）。

50)　I さんは「河川敷のテント生活を送るに際しても，近隣の人に迷惑を掛けないように生活している」と語っており，河川敷や川の中への不法投棄された物品の片付けをしている。I さんには糖尿の持病があるが，筆者らの訪問時，真冬にも関わらず「ほっておくとゴミが増えるから，今のうちに片づけておく」と言い，川に入って不法投棄されたものを片付け，清掃活動をしていた。

51)　L さんが亡くなったことを知らせてくれた龍谷大学ボランティア・NPO 活動センターコーディネーターの竹田純子氏から以下の手紙をいただいた。「野宿者との向き合い方」「他者との向き合い方」について大切なことが書かれており竹田さんご本人の了解を得てここに再掲する。「出会いは

一期一会だと改めて思います。この２月（引用者註：2011年）にＬさんの小屋を再訪した際，花束が置かれていたのでびっくりしていたら，近隣の人がわざわざ寒い中外に出て，私達にＬさんが亡くなった話をしに来てくれました。Ｌさんは本当に近隣の人たちから好意的に受け入れられていると思いました。しかし，このＬさんのように，近隣の人たちと良好な関係を結んでいる人も数人いますが，河川敷でテント小屋生活をしている人の中には，人間関係を作るのが苦手な人も多く感じられます。行政スタッフの方々には，実際に，河川敷でテント小屋生活をしている人たちや，アルミ缶回収を生活の糧にしている人たちの話を直接聞いてもらいたいです。しかし，当たり前の話ですが，行政の人が聞きとりに行っても，１回くらいではなかなか本音を聞けないだろうと思います。だから，一回会っただけで納得せず何回も通ってほしいです。一生懸命，周りに気を使いながら生きているテント小屋暮らしの人たち，アルミ缶回収をしている人たちをまず受け止めてほしいのです。あの厳しい状況の中で，前を向いて，たくましく生きているテント小屋暮らしの人たちは尊敬に値すると思っています。Ｌさんは，近隣の人たちにホンマに受け入れられていたんだなぁと思います。悔しくてなりません。自分の無力さを痛感します」

52） しかし，その制度そのものを改悪しようとする動きが強まっている。生活保護受給者が毎年，過去最高を更新し続ける昨今，2012年４月の人気お笑い芸能人の母親による生活保護受給を契機として，生活保護受給ならびに法そのものに対するバッシングが増大した。生活保護基準の引き下げや要件厳格化が国会でも議論されるようになり，ついに，第186国会（2013年１月26日―６月26日）において，生活保護法の一部「改正」が衆議院本議会では可決された。例えば，「扶養照会が３親等まで行われる」などの扶養照会の厳格化などにより，これまでも家族に迷惑をかけたくないと思って生活保護をためらってきた野宿者にとっては，さらに申請のハードルがあがること，また，申請時に，資産を調査するために通帳などの提出を求められることになり，野宿している間に紛失してしまっている人への対応が懸念されていた。あまりにも問題点が多く，例えば，日本弁護士連合会は，①違法な「水際作戦」を合法化する，②保護申請に対する一層の萎縮的効果を及ぼすという２点から，2013年５月17日付けで「生活保護の利用を妨げる『生活保護法の一部を改正する法律案』の廃案を求める緊急会長声明」が発表されていた。

53） 2010年９月17日第10回くらし環境委員会における共産党Ｎ議員からの指摘（同委員会議事録47頁）。

54） 環境省による「平成22年度一般廃棄物の再生利用・適正処理に関する実態調査業務報告書」（全国市町村対象のアンケート調査）では「不要品回収業者に関する調査」結果も報告されており「不要品業者の実態の把握は難しい」という主旨のコメントが付されている（同報告書30頁）。不要品回収業者は，昼間，車両でアナウンスメントをしながら近隣をまわり対面交渉によって不要品を回収する業者で，禁止条例を巡って議論されている「悪質な業者」とは，その活動形態も活動様式も異なる。「悪質な業者」の実態把握の方が，さらに困難であることが予想される。

55） 筆者らのメンバーは，「夜まわり」をはじめとする様々な野宿者支援活動や野宿者への「聞き取り調査」の経験を長年に渡って継続してきた。しかし，それでも，今でも野宿者と対面するときには，「話をさせてもらえるかどうか，話を聴いてもらえるかどうか，話を聴かせてもらえるかどうか」「自分に話を聴かせてもらえる資格があるのかどうか」逡巡もするし，緊張もする。今回の「聞き取り調査」の実施に際しても，この聞き取りの目的は何なのか？何を何のために聴くのか？聴いたことをどう活かすのか？についてメンバー間で長い討論を重ねた。

56） 永橋（2003）「大阪市長居公園内仮設一時避難所施策の検証を通じた総合的公園マネジメントの考察」では，長居公園からの野宿者の退去を促す役割を担った大阪市職員の中にあっても，公園の運営や維持管理という自らの職能を超え，医療・福祉の領域まで分け入って行動し，野宿者からの信頼を得て，より根本的な解決へと近づけていった市職員の姿が紹介されている。

57)　保健福祉局生活福祉部長は「飽くまでも居宅への移行を御説明し続けるということしか，現実問題としてはなかなか具体的な手立てとして見出せない」と答弁し，行政福祉対応の限界を吐露している。しかし，この答弁を受けたＴ議員はこの後「もし空き缶で生活ができなくなれば，皆さんの対応によっては，例えば中央保護所に入っていただく，そしてそこで食事をきちっとできる，そして就職で自立してもらうためにも色々アドバイスができるという，今，皆さんとやり取りをしてそういう気がしたんですけれども，（中略）今，話をお聞きしていると，そういう方については，空き缶で生活はしたいけれども，行政の中の対応で十分救済できて救えるんではないだろうかと思う」（同委員会議事録56頁）と述べ，アルミ缶回収禁止によって生活の糧が断たれても，野宿者，生活困窮者に対しては京都市の福祉施策で十分対応できると結論づけている。禁止条例に対して，「実態調査は，もっと早くから丁寧にするべきだった」「福祉の対応はどうなっているか？」等の見識ある質問をしてきたＴ議員が，「市による福祉対応はしっかりとできているので条例は可決すべき」という姿勢を打ち出す瞬間がこの質疑応答に現れている。

58)　なお，京都市担当者が繰り返す「福祉施策について野宿者に周知する」という答弁ならびに姿勢については，与野党問わず多くの議員から再三に渡って批判が展開された。

（民主党Ｋ議員）「自立支援の政策を京都市として頑張ってやっているということですが，逆に，どれだけそれができているかという問題がここの中にあるという風に思うんですね。本当にきちっとできているならば，今現在，ホームレスの人々がこういうような状態で，仕事と言いますか，空き缶を収集せざるを得ないという状態は解消されているはずですわ。それができてないという所に問題があると私たちは思っているんですね。（中略）環境政策局サイドからしても，やっぱり人権を守っていくということから考えますと，今，それは保健福祉局の方で一生懸命やっておられるという風には言われましても，そのことをどれだけ深く認識をし，あるいは理解をし，現実の状況がどういう所まで至っているかということの把握が皆さん方の中にどれだけあるのかなと，私はちょっと疑問に思いますね，率直なところ」（2010年９月17日京都市会第10回くらし環境委員会議事録49-50頁），**（公明党Ｈ議員）**「この間から予算が付いて，そういうプログラムがスタートしているにもかかわらず，一方でホームレスの方から，このアルミ缶の禁止条例が出てくると生活に困るんだという声が上がるということは，その自立支援のメニューがメニューとしてはあるけれども，なかなかその方々に受け入れられていないということですよね」（同上55頁），**（民主党Ａ議員）**「路上生活が長期化をしているといったような課題がずっとこの前の委員会等でも指摘されている中で，福祉施策があること，どんな種類のものがあるかというのを全く知りませんでしたという方はやっぱり少なかった。初めからそれは分かっていたことだと思うんですが，じゃ，なぜその福祉施策が受けられないのか，なぜそれが受け入れてもらえないのかという行政側の課題というものを洗い出すための調査をしてもらえるのかなと思っていましたので，正直，もう少し突き詰めた調査をしていただきたかったなというのが感想です」（2010年10月21日京都市会第12回くらし環境委員会議事録62頁）。

59)　2010年10月21日京都市会第12回くらし環境委員会で保健福祉局長は「私としましてはホームレスゼロを目指して全力で取り組むという決意でございます」と答弁している。この言説が，ただ単に，「視覚で確認できるホームレス状態（例えば河川敷での小屋生活，路上での段ボール生活）を無きものにする」ということではなく，そもそもホームレス状態に陥ることのないような社会システムや社会施策の構築に努力するという意味であって欲しいと願う。いまホームレス状態にある人々の状況や存在を，上からの視線で一方向的に「あってはならないもの」として決めつける姿勢ではなく，ホームレス状態にある人の存在，努力，尊厳を謙虚に「承認する」姿勢がまず必要ではないだろうか。「承認」の重要性については，阿部彩『弱者の居場所がない社会』（講談社現代新書，2011）180頁，そしてそこで紹介されている斎藤純一に

よる「他者を自律的な存在者足り得るものとして尊敬する」という定義（宮本太郎編『自由への問い２社会保障―セキュリティの構造転換へ』（岩波書店，2010）を参照のこと。

60） 「ホームレスに対する支援施策について，ホームレス能力活用推進事業を創設することは評価できる。当該事業の早期実施に努めるとともに，自立支援センターや中央保護書の十分な定員確保や訪問相談事業の拡充など，自立生活支援を一層充実すること。また，ホームレスに対する支援施策の取り組み成果について，聞き取り調査を含め定期的に状況調査を行い，議会及び市民に報告すること」（公明党「議第92号に対する付帯決議（案）」）京都市会くらし環境委員会資料より。なお，下線部は引用者による。

61） 2011年３月から実施された「ホームレス能力活用推進事業」は，京都市会与野党議員からの批判，野宿当事者，野宿支援団体，法曹関係者，一般市民が参加した反対運動の大きさを踏まえて，京都市長が2010年10月20日に発表したもので，その概要は，企業から野宿者向けの就業の機会を提供してもらい，緊急一時宿泊事業として指定されている施設に入所している人を対象にして仕事を紹介するというものだ。ただし，利用が緊急一時宿泊施設の入所期限期間中に限定されているため，野宿生活を継続しながら空き缶回収を生活の糧としてきた人にとっては，例えばこれまで維持してきた小屋等をたたむ必要があり，ハードルが高い。「施設に入らなくても利用できるなら」という声や，「生活保護を取ってからやることがないし，ハローワークでは仕事が見つからないから，生活保護を受給中でも使えるようにして欲しい」という声も筆者らの聞き取り調査の中で出されていた。

62） 2010年10月21日京都市会第12回くらし環境委員会では，循環型社会推進部長から以下の報告がなされている。「今，コミュニティ制度というお話がありましたけれど，これは地域の自治会とか学校の子供会とか，そういった方たちが皆集め合って，そして回収業者に渡す。これは民民という形でやっていただいているという状況です。今回そういったお話につきましては，我々としては，コミュニティ回収じゃなくて独自に回収できる仕組み，そういった部分は色々な御要望もこれまで聞いておりますし，そういった状況の中で，我々も色々審議していただいた以降も継続して，いろんな支援団体とか，色々なそういう取り組んでいる団体さんにも声掛けをして，投げ掛けして，そういった取組をできないかというお話もさせていただいているという状況でございます。その中で我々として何がサポートできるのかという部分でのお話をしています。」（同委員会議事録65頁）

63） 平成23年度（平成22年度分）京都市事業評価表「資源物の持去り禁止」http://www.city.kyoto.jp/somu/gyokaku/hyouka/siryo/h23/link02/1030120.pdf（最終閲覧日：2013年１月10日）ならびに平成24年度（平成23年度分）京都市事業評価表「資源物の持去り禁止等啓発パトロール（資源物の持去り禁止）」http://www.city.kyoto.jp/somu/gyokaku/hyouka/siryo/h24/link09/1030120.pdf（最終閲覧日：2013年１月10日）を参照。

64） このパトロールの実態と効果についても，情報公開請求資料からの分析をさらに進めて，稿を改めて考察したい。

65） 「ホームレス訪問相談事業」については平成23年度（平成22年度分）京都市事務事業評価票 http://www.city.kyoto.jp/somu/gyokaku/hyouka/siryo/h23/link02/2202053.pdf（最終閲覧日：2013年１月10日）を参照。なお平成24年度（平成23年度分）に関しては，京都市事務事業評価表では「ホームレス自立支援事業」の名の下に「ホームレス訪問相談事業」をはじめとする様々な支援事業が一括りにされて掲載されており，各事業の詳細について把握することができない。ただし支援事業の「今後の方向性」については，平成25年２月の平成25年度予算案公表時に記載・公表される予定とのこと。http://www.city.kyoto.jp/somu/gyokaku/hyouka/siryo/h24/link09/2202010.pdf（最終閲覧日：2013年１月10日）。

Critical Analysis of “the Image of Homeless People and the Attitude of Confronting Them” among Kyoto City Officers and the City Council Members in the Procedure for a Controversial Ordinance that Prohibits Carrying away Recyclable Cans from Paid Designated Garbage Bags (2)

NAGAHASHI Tamesuke [i], MARUYAMA Satomi [i], KIMURA Rie [ii]
SEKINE Takaaki [iii], UMEO Naoto [iv], ISHIKAWA Yuki [v]

Abstract : In this article, we deal with a controversial amendment of an ordinance for waste reduction promotion and proper disposal, which bans carrying away recyclable cans from paid designated garbage bags in Kyoto, and assess what kind of impact the ban would have on homeless people’s everyday life, how they recognize the threat from the ban, and how they collect recyclable cans with what kinds of relationships within the neighborhood, by interviewing 12 homeless people living in small tents on river banks. It became clear that most of the 12 homeless people have recognized relationships within the neighborhood as very important for collecting cans, and most have reacted sharply against the city government’s too one-sided ban against collecting cans, made without trying to know and understand the circumstances of homeless people’s life and social relationships. And we also reanalyze how this one-sided approach appears in the discourse of discussion between the city officers and the council members. It seems very important that the city government should commit efforts and energy to understand deeply the circumstances and feelings of homeless people by listening to them with respect in the case that the government enforces a regulation like this ban, which exerts a significant influence on homeless people’s right to life. We also raise our vision and expectation that the city government could implement some of the above proposals as its administrative measures.

Keywords : recyclable cans, prohibition of carrying away, paid designated garbage bag, waste reduction, homeless people, anti-poverty, neighborhood residents, job assistance, public assistance

i Associate Professor, Faculty of Social Sciences, Ritsumeikan University
ii Chairperson, Kansai Union for Non-Regular Employees and Others, “Union Bochi-bochi”
iii Master Student, Doshisha Law School
iv Ex-student, Kyoto Seika University
v Journalist, Japan Broadcasting Corporation (NHK)